

令和 5 年 第 9 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 5 年 8 月 24 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 55 分

場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会

出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、山口委員
（事務局）中井事務局長、新家主幹、永吉係長、清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第 9 回選挙管理委員会を開催します。

本日、松井委員は欠席されております。

本日の案件は三つございまして、一つ目が、指定都市選挙管理委員会連合会ブロック別検討会議における検討案件について、二つ目が、南区（増設）期日前投票所についての報告、三つ目が、その他案件です。

それでは、順番に説明をお願いします。

（清瀬係長）

それでは、指定都市選挙管理委員会連合会ブロック別検討会議における検討案件について説明させていただきます。

8 月 16 日、17 日に本市が幹事市として開催いたしました指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議の中で、「令和 6 年度公職選挙法等改正に関する要望」について議論いたしました。

前回の委員会で、堺市としての令和 6 年度法改正要望については、令和 4 年度の要望内容のうち、要望内容が実現した 2 件以外は全て継続ということで承認をいただいておりますが、このたびの会議で、各市から、要望項目について修正・削除・新規項目が提案されました。

それぞれにつきまして、堺市としての意見を、9 月 13 日に開催されますブロック会議にて報告する必要があるとございますので、この場にて、それぞれ、修正案件、削除審議案件、新規案件について、事務局としての考えをお伝えしまして、後ほど、委員のご意見をお伺いしたいと思っております。

資料 1 ページ、2 ページに記載の要望項目は、全市一致で、令和 4 年度の要望内容を継続して要望する案件となりますので、特にブロック会議等で議論することなく、このまま要望として上がっていくことになります。

それでは、3 ページをご覧ください。

こちらに記載の要望項目は、要望は継続して行いますが、複数の市から内容や文言に修正を加える旨の提案があったものです。

こちらは、ブロック別に検討する項目が割り振られておりまして、右側の表に「ブロック別割り振り」と書いているところがあります。このうち堺市においては、堺市が属する B ブロックに○印のある連番 2. 3. 5. 21 について、修正の検討を行います。

それぞれについて、修正内容を説明いたします。

7 ページから 12 ページまで、連番 2「衆議院小選挙区における分割市（指定都市にあつては分割区。以下同じ。）の解消」についてです。

こちらについては、新潟市や浜松市から要望理由の修正提案がありました。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、一定数の分割が解消されたものの、一部解消に至っていない状況を踏まえ、本要望を維持したうえで、要望理由のみを修正するといったものです。

堺市としても修正内容に賛成と考えております。

続きまして、13 ページから 15 ページまで、連番 3「障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正」についてです。

こちらについては、静岡市から要望理由の修正の提案がありました。郵便等による不在者投票について、適用対象者の範囲の拡大を早急に図るよう、障害者団体から要望があったため、理由の記載に当該団体からの要望書の文言を反映させたいというものでした。

堺市としても修正内容に賛成と考えております。

続きまして、16 ページから 17 ページまで、連番 5「選挙公報の配布義務の緩和」についてです。

こちらについては、横浜市と京都市から要望内容の修正の提案がありました。

横浜市の提案は、選挙公報の全戸配布を原則とするのではなく、ホームページへの掲載を原則とし、希望世帯への紙の選挙公報の配布を行うことを補完措置とするように法改正を求める内容となります。

京都市の提案は、紙の選挙公報の配布を努力規定に改められたいことに加え、入場整理券などの郵送物に選挙公報を掲載したホームページの二次元コードを表示することを「配布」とみなしてほしいといった内容となります。

国のデジタル化政策やペーパーレス化の進展を踏まえると、横浜市の提案も京都市の提案も有意義なものであると考えますので、堺市としても修正内容に賛成と考えております。

続きまして、18 ページ、連番 21「最高裁判所裁判官国民審査の点字投票の改善」についてです。

こちらについては、新潟市から要望理由の修正の提案がありました。

現在、最高裁判所裁判官国民審査の点字投票は、罷免する裁判官の名前を全て投票用紙に点字で記載する方法となっています。時間がかかることはもちろんのこと、多くの裁判官を罷免とする場合、投票用紙のスペースが足りなくなるといったことが考えられることから、その旨をしっかりと理由に明記したうえで、番号で記載できるようにするといった方法を引き続き要望をするといったものです。

堺市としても修正内容に賛成と考えております。

令和 4 年度からの要望の中で、修正をした上で要望を続けるというものは、こちらの 4 件となっております。

ここまでの 4 件について、委員のご意見をお伺いしたいと思います。

(中井委員長)

ただいま説明いただいたことについて、何か質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

では、意見についてはいかがですか。

(委員)

事務局の考え方に賛成します。

(中井委員長)

13 ページの障害者等の選挙権行使を容易にするための制度改正のところをもう少し詳しく説明してください。

(清瀬係長)

要望の内容としましては、郵便等による不在者投票につきまして、適用対象者の範囲が現在非常に狭いものになっておりまして、これをもう少し拡大していただくようにとこれまでも要望をしておりましたが、理由の書き方の部分で、静岡市から理由の文言を少し追加したいとのことでした。

要望する内容が大きく変わるということではないのですが、もう少しこの下線部分のとおり、内容を追加して書きたいというような要望でございます。

(中井委員長)

理由のところですが、どのような状態の人を念頭に置いているのか、よくわからないんですけど

(中井事務局長)

ここの表現の部分につきまして、13 ページの下の方の枠囲みで修正削除の理由というところがあるのですが、要は障害者の関係での、政令指定都市の中で、福祉系の課長会議がありまして、その会議の中で、障害者の関係の要望書を、福祉施策の要望書として、要望事項が出てきているらしいです。その要望事項の中で、こういった部分の表現があったので、福祉のそのような関係の要望の文言表記と合わせてもらえないかというのが、趣旨でございます。

(永吉係長)

元々両下肢の1級、2級が対象となっております。両下肢の3級、4級は対象とはなっておりません。両下肢の3級、4級というのは両方の悪い程度がある程度で、3級4級

という人もいるでしょうが、片方が完全に麻痺していても、現状では３級、４級になってしまう。ただ、完全に片方が麻痺していたら歩けないじゃないかということで、両方の足の具合が悪いが歩ける３級、４級の人と、片足が完全に動かず歩けない３級、４級の人が同じ扱いになってしまうので、対象を３級４級にも広げてもらう必要があるということだと思います。

(中井委員長代理)

そういうことですね。

だから１級、２級というふうに非常に厳格にしているものを、実際に障害の形態によって投票できない人も対象に入れようと、こういう趣旨のことを言わんとしてることはわかりました。

私の方も、事務局の考え方で結構です。

皆さんもよろしいですね。

(委員)

はい。

(中井委員長)

それでは、事務局の案を了とします。

続けて、次をお願いします。

(清瀬係長)

それでは、４ページをご覧ください。

こちらに記載の要望項目は、複数の市から、要望が実現したので、要望項目から削除の提案があったものです。しかし、継続としている市もありましたので、今回のブロックにて、継続か削除かの検討を行います。それぞれについて、説明いたします。

まず、１９ページ、連番９「投票管理者、開票管理者及び選挙長並びに同職務代理者の告示に係る住所の記載の変更」についてです。

こちらについては、投票管理者などの告示に記載する住所について、選任資格を有することがわかる範囲内での記載とするよう、改められたいとするものでしたが、令和４年の公職選挙法施行令の一部を改正する政令によりまして、選挙事務関係者を選任した場合に行う告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができるとされましたので、複数の市で、本要望は実現したと判断しております。

堺市としましても、本要望は実現したと判断し、要望から削除と考えております。

続きまして、２０ページ、連番１５「未使用の投票用紙等の保存期間の見直し」についてです。

こちらについては、未使用の投票用紙（投票用封筒を含む。）の保存期間は、当該選挙の選挙及び当選の効力が確定するまでの期間とするよう、改められたいとするものでし

たが、令和 5 年の最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、未使用の投票用紙の保存年限について、任期間保存ではなく、当該選挙の選挙及び当選の効力が確定するまでの期間と改正されたため、複数の市で、本要望は実現したと判断しております。

堺市としても、本要望は実現したと判断し、要望から削除と考えております。

要望から削除するものとしましては、この 2 件を考えております。

ここまでの 2 件について、委員のご意見をお伺いしたいと思います。

(中井委員長)

ただいまの 2 件についての質問、あるいは意見はありませんか。

(星原委員長代理)

要望を継続という市もあるんですね。

(清瀬係長)

そうですね。会議のときに意見が出るかと思ったんですけども、特に意見がなくて、法律が改正されたことに気づいてなかったということもあるかもしれませんし、あとは投票管理者の住所の告示の件につきましては、一応、全部記載することが原則で、記載することに何らかの支障などがある場合は、一部の記載でもよいというような改正になっておりましたので、そうではなくて、但し書きではなくて最初から、もう住所は、全部書かなくてよいということまで改正を求めたいと思っていた市もあるようなのですが、会議の場では特に意見が出なかったもので、最終ブロック会議で、もうこの要望は削除ということで進んでいくかなと思っております。

(中井委員長)

私も結構だと思いますので、今の説明については、了といたします。

(清瀬係長)

続きまして、5 ページと 6 ページをご覧ください。

こちらに記載の要望項目は、複数の市から、新規の提案があったものです。全ブロックにて、要望について賛成か反対の検討を行います。全部で 17 件ございます。

それぞれについて、説明いたします。数が多いので、5 件ずつ程度説明させていただいて一旦ご意見をお伺いするという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、21 ページ、項目 1「選挙運動用自動車燃料代の公営負担とする場合の候補者立替払の追加について」です。

こちらについては、さいたま市からの提案で、選挙運動用自動車燃料代の公費負担について、近年、セルフスタンドが主流となっていることを踏まえ、事前契約による事業者への後払いに加え、候補者立替払いによる候補者への後払いを可能とするよう、改められたいというものです。

現在は、ガソリンスタンド事業者との事前契約による事業者への後払いしかできませんので、候補者立替払いができるように改正を求めるものです。

堺市としても新規要望として賛成と考えております。

次に、22 ページ、項目 2「収支報告書等の住所について」です。

こちらについては、さいたま市からの提案で、収支報告書の候補者及び出納責任者の住所並びに当選人の告示における当選人の住所について、立候補の届け出があった旨の告示と同様に、住所の市区町村までとするといった取り扱うことができるよう、改められたいというものです。

個人情報の保護などの観点から、立候補の届け出の告示に記載する住所は、住所の市区町村までとすることができるようになりましたが、収支報告書や当選人の告示には全住所を記載することとなっており、整合が取れていません。

堺市としても、個人情報の保護の観点から、新規要望として賛成と考えております。

次に、23 ページ、項目 3「選挙に従事する特別職に属する地方公務員の守秘義務について」です。

こちらについては、さいたま市からの提案で、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、といった特別職に属する地方公務員について、職務上知り得た秘密を漏らさないよう、規定されたいというものです。

現在の地方公務員法の規定では、「特別職に属する地方公務員には、地方公務員法の規定は適用しない」とあることから、同法第 34 条に規定する「秘密を守る義務」が適用されないこととなります。しかし、その職責を踏まえると、職務上知り得た秘密を守る義務を明確に規定する必要があると考えられますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

次に、24 ページ、項目 4「選挙及び当選の効力に関する異議申出時間の変更」です。

こちらについては、千葉市からの提案で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙及び当選の効力に関する異議の申出について、申出の時間を当該選挙管理委員会の職員の執務時間内とするよう、改められたいというものです。

現行規定では、申出期間中は深夜 0 時まで職員の待機が求められていますが、時間外勤務の縮減だけでなく、職員の健康管理の観点から、必要な改正であると考えられますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

次に、25 ページ、項目 5「地方議会議員選挙にかかる立候補者の住所要件の確認方法」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、地方議会議員選挙の住所要件について、依然として、「居住実態が無いこと」を理由として当選の効力の異議の申出の事例が後を絶たない状況であることから、立候補届の際に証拠書類を提出させるなど対策を講じられたいというものです。

どのような証拠書類が提出可能かなど慎重に検討すべきものではありませんが、必要な対策であると考えられますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

以上、新規要望 1 から 5 までを説明させていただきました。事務局としましては、全てに賛成と考えておりますが、委員のご意見をお伺いしたいと思います。

(中井委員長)

今、新規項目 1 から 5 までの考え方の説明をいただきましたが、委員の皆様、まず、質問はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

では、ご意見はどうですか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

新規項目 1 についてですが、届けられた車番の選挙運動用自動車以外の車に給油されるというような不正が起こる余地はないのでしょうか。

(永吉係長)

選挙公営でのそのガソリン代の支払いにおきまして、原則としましては、レシートに、車の車番を、相手方に記載してもらうというのが原則になっております。ただ、それが無い場合につきましては、相手方から請求書等の書類をいただいております。請求書の中で車番が記載されているというようなものを付けていただいたり、どうしてもそれも付かない場合は、こちらから確認をさせていただいております。

(中井委員長)

その都度、給油したときに、ガソリンスタンドの店員に言って、車番を書いてもらうということですね。

(永吉係長)

それが一番本来の形になります

(中井委員長)

そうすると間違いないということですね、

(星原委員長代理)

最後に、ガソリンスタンドの会社が、市に請求するのですね。

(永吉係長)

そうです。

(星原委員長代理)

後払いなのですね。

(永吉係長)

そうです。基本的には候補者も誰も支払ってなくて、市から業者に後払いで支払うというのが基本の原則となっております。

(星原委員長代理)

その一覧を業者は、最終的にまとめて、市選管に請求してくる形になってるのですね。

(永吉係長)

はい。そういうことです。

(星原委員長代理)

ここで言ってる内容というのは、そういうことですか。

(永吉係長)

ここで言っているのは、本来ガソリンスタンドは後払いするものではありませんので、その後払いに応じてくれないガソリンスタンド、特にセルフのところとかになりますと、この公営の制度が使えないと。そうすると、この後払いに応じてくれるガソリンスタンドが例えば候補者の自宅や事務所からかなり遠方にあるときに、その候補者が損をするということで、候補者が一旦ガソリン代を払って、この公営のお金もガソリンスタンドではなくて、候補者に支払う形にしてほしいというのがこの要望の中身となります。

今は、候補者も誰も支払いをしてなくて、候補者がこれだけ使ったので払ってくださいということでガソリンスタンドが市に請求しまして、市がガソリンスタンドに支払っているのですが、そういう後払いを受け入れないというガソリンスタンドが増えてきていますので、候補者が給油するたびにその都度払って、市は候補者にお金を払う、そういう仕組みに変えてほしいというのが、この要望です。

(中井委員長)

そのときにレシートのところには車のナンバーを、セルフのガソリンスタンドの方で書いてもらわないといけませんね。書いていないと無効ですよということで。

(永吉係長)

そうですね、そこは変わらず、何らかの形でガソリンスタンドによって証明してもらうという必要がございます。

(星原委員長代理)

セルフのガソリンスタンドは遅い時間まで営業しているところもありますが、必ずし

も店員がいるとは限らないわけで、そのようなところで給油されても車番を確認してもらうことはできませんね。

(中井委員長)

セルフのガソリンスタンドというのは、特定のところを決めてくださいということになるのですか。

(永吉係長)

基本的には、有人で、何らかの証明が可能なところという条件は、それは後払いでも、現在の立替払でも必要になってくると思います。それは強調しておく必要があります。

(中井委員長)

性悪説で考えたときに、不正の隙間がないかどうかというところをちょっと心配したんですよ。そういうところはもう先刻わかってるということで、対策を取ってもらえるという前提であれば、便利だなと思います。

(星原委員長代理)

過去に、いわゆる連絡車の車に給油して公費請求されてた件について、地域マスコミに報告された方がおりましたね。

(新家主幹)

その件は、情報公開請求により、同じ日に同じスタンドで、同じくらいの量のガソリンを給油していたことがわかりました。スタンドに確認して、異なる車だったことが判明したわけです。

(星原委員長代理)

それとはまた根本的に違うのですね。

(新家主幹)

はい、違います。

(山口委員)

ナンバープレートに登録したカードを作っているお客様が来たらそれを通すので、違うナンバープレートの車でも、その人が来たらそのカードで給油してくれるスタンドもあります。

(星原委員長代理)

候補者からすると、利便性が高まるというか、現実にはセルフスタンドが多くなってますので、ありがたいでしょうね。

(中井委員長)

それでは、新規項目 1 から 5 までにつきまして、事務局から堺市としての考え方を説明していただきましたが、それについて、了といたします。

次の説明をお願いします。

(清瀬係長)

引き続き、新規項目の 6 番から 10 番までを説明させていただきます。

まず、26 ページ、項目 6「脱温暖化を促進するための公費負担制度の見直し」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、レンタル代が高額となる次世代自動車についても選挙運動用自動車として使用できるよう、公費負担制度の拡充を図られたいというものです。

S D G s 及び脱炭素社会の実現に関する観点から次世代自動車も使用できるべきと考えられますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

続きまして、27 ページ、項目 7「インターネット投票の実現」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、インターネット投票の導入の推進に関する法律（案）の早期成立、インターネット投票の早期実施を要望するものです。

若年層に対する選挙啓発、移動が困難な高齢者に対する移動施策などの投票環境向上や投票率向上のためには、インターネット投票の制度化は必須と考えられますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

続きまして、28 ページ、項目 8「投票所の開閉時間の短縮について」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、当日投票所の開閉時間について、現在は午前 7 時から午後 8 時までとなっておりますが、平成 10 年の改正前の「午前 7 時に開き、午後 6 時に閉じる」に改められたいというものです。

最近では、期日前投票を利用する人が増えていること、また、投票管理者、投票立会人及び投票従事者の負担軽減といった観点から、堺市としても新規要望として基本的には賛成と考えておりますが、選挙人の利便性の観点もありますので、ご意見を頂戴したいと思います。

続けて、29 ページ、項目 9「投票所名簿対照係での本人確認の方法について」です。

こちらについては、横浜市からの提案で、投票所入場券を投票所に持参した選挙人及び投票所入場券を持参しなかった選挙人に対する本人確認の方法について、自治体の判断ではなく、全国統一的な対応となるよう改められたいというものです。

現在は、投票所入場券が届いていない場合の本人確認方法は、自治体の判断としており、本人確認書類の提示の有無など自治体によって対応が異なっているのが現状です。

このことは、選挙人への負担やトラブルにもつながることから、全国共通の本人確認方法の決定を要望するものです。

堺市としても新規要望として賛成と考えております。

続けて、30 ページ、項目 10「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の廃止」です。

こちらについては、名古屋市からの提案で、引き続き都道府県の区域内に住所を有す

ることの確認方法について、証明書を廃止し、投票所での住所確認のみとされたいというものです。

このたびの統一地方選挙においても、知事選や府議選において、堺市内から大阪府内の他の市町村へ転居された方は、引き続き大阪府の区域内に住所を有する旨の証明書を提示するか、投票所において引き続き大阪府の区域内に住所を有する旨の確認ができれば投票ができました。投票所での確認につきましては、投票所から区役所に連絡し、当該選挙人の現住所を住基ネットで確認するという方法をとっております。

しかし、証明書については、選挙人が投票前にあらかじめ区役所等へ来庁し、取得する必要があることから、投票所での確認のみで完結する方法と比較して負担が大きいため、投票所での確認方法のみに1本化してはどうかという要望です。

選挙人にとっても、職員にとっても、負担軽減につながるもの考えられますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

以上、新規項目の6から10までを説明させていただきました。事務局としましては、5つとも賛成と考えておりますので、委員の皆様のご意見をお願いします。

(中井委員長)

項目6から項目10の説明をいただきましたが、それぞれについて、まず質問がありましたらどうぞ。

(山口委員)

インターネット投票というのは、何か具体的に方法みたいなものはある程度決まっているのですか。要望だけの段階ですか。

(清瀬係長)

そうですね、まだ具体的にこういうふうやってというのも、まだ国の方で検討している段階でして、できるだけ早期にいろいろ検討を進めてほしいということ、まずは要望していくという形になります。

(星原委員長代理)

6番目の次世代自動車というのは、電気自動車のことですか。

(新家主幹)

そういったものが対象になります。

(星原委員長代理)

上限があるから借りられないのですね。

(永吉係長)

そうですね。今は、上限額が16,100円ですが、それぐらいの上限額ではこれが借りら

れず、必然的にみんなガソリン車を借りてしまうので、それを別途上限を設けることでそちらに誘導していきたいという形になります。

(星原委員長代理)

これからガソリン代がどうなるかわかりませんし、200 円の時代とかになってきたら、こういう車の方がいいですね。社会的にも SDG s の観点からも。

8 番目の投票所開閉時間の短縮というのは、一方では投票率の向上という形で、もし午後 6 時までとなってしまうと、自治会にお願いしている部分であったりとか、職員の時間的な部分を考えると早い方がいいでしょうけど、その分、投票する行動に結びつく時間がなくなる。なくなったらなくなったで、それに合わせて有権者は投票してくれるのだろうとは思うのですけれども、実際に、現状の中で 6 時から 8 時まで、この 2 時間が、全有権者に占める割合がどの程度なのか、また、期日前投票でそれが補えるのかとか、ちょっと簡単にはそうですねと言うわけにはいかないかと思うのですが。

(中井委員長)

これはデータがあるのですか。夕方 6 時から 8 時までの投票者はほとんどいないんだと。普通考えたらね、サラリーマン人たちが仕事を終えて、帰りに投票所に行こうという方に影響するんじゃないかなというふうに思ったりするんですけどね、投票所が 6 時で閉められたら。そのデータ的にはどうですか。

(清瀬係長)

例えば前の市長選の当日投票所につきまして 6 時から 8 時までの時間帯も、一定投票に来られた方はいらっしやいまして、6 時時点の投票率が 20.58%となっておりまして、そこから 1 時間後の 7 時の時点で 22.32%、1 時間で 1.74%増えてますので、1 万人ぐらいの方は投票に来られているということになっております。

最終 8 時時点が 24.36%でしたので、また 7 時からの 1 時間で 2%ぐらい増えてますので、一定数投票に来られてます。

統一地方選挙や昨年の参院選につきましても、全体の投票率を見てますと、朝の 9 時からお昼の 1 時くらいまでが投票率が上がりまして、そのあと 2 時から夕方、最後 8 時まででは大体一定同じくらいのパーセントで伸びていってるという形で、2%ずつくらい伸びておりますので、6 時から 8 時までの時間帯に、投票に来られる方が急に少なくなるという状況ではないです。

(星原委員長代理)

投票日当日は日曜日ですので、結構、レジャーとか買物にでて、きょうは投票日だったということで帰宅してから投票に行くという方もいらっしゃるわけで、ただそれは現行 8 時までとなってるから合わせてできるので、もしこれが 6 時までとなってしまうと、朝一番に投票に行かないといけないとか、対応が変わってくるんだろうとは思いますが、ある一定の投票行動に結びつかれてる時間帯ですから、こういう理由があるから 6

時までにしなさいということが果たしていいのかどうかという懸念はあります。

ただ一方で、指摘されてるような内容というのは、横浜市からの提案ですが、本市においてもやはり時間的なものとか人を出すことについて地域から協力をいただいていることで、その方々に対してどうなのかなということは思っております。

(中井委員長)

私もそのようなところ危惧するんです。極端な言い方をしたら、費用対効果をどう考えるのかということになるかもしれませんが、選挙管理委員会としては、有権者の方たちが、投票しやすい環境を作っていくことも大切ではないかと思うんです。

平成 10 年の改正時にはどんな議論をされたんでしょうかね。平成 10 年の今から 20 年ちょっと前のときに、ひょっとしたら、有権者の立場に立って、1 人でも多く投票をしやすいような環境を作っていこうじゃないかということで、いろんな議論をして投票時間を延ばしたんじゃないのでしょうか。その時も当然費用対効果のことが議論されてると思うのですが。その辺り事務局の皆さん方の長年の経験から、いかがでしょうかね。

(中井事務局長)

事務局でもこの部分については、いろいろ意見がわかれたところでは正直あります。

投票者全体の内、約 3 割程度が期日前、残り 7 割ぐらいが当日という中で、6 時に閉めれば、結局 6 時から 8 時までの時間帯に投票していた人は早く行くんじゃないかという部分もあれば、今委員長代理がおっしゃられたように、期日前でも、場所が遠い人もいらっしゃると思いますので当日にしか行けないというか、そういう要素のある方もいらっしゃるのかなと。そのときに 2 時間早く閉めれば、やはり投票率について何らかの影響というのは出てくる可能性というのはあるだろうと思います。

それで今、投票率の低下が言われる中で、これを無条件に堺市として賛成というのは、ちょっと問題があるのかなというのを思います。

という部分はあるので、ブロック会議に当たっては、ちょっと時期的に今、無条件にこれを短縮することについて、要望していったいいのかがどうかという部分の意見を出すのもありかなとは思っています。

(星原委員長代理)

どちらかというところ、運営する側の立場であって、投票する側の立場はあまり考慮されていないですね。

(中井事務局長)

そうですね。

(星原委員長)

委員長おっしゃった平成 10 年の改正では、やはり少しでも投票率を上げようということで 8 時までになったんだろうと思いますので、運営する側だけの問題だけで、6 時にす

るというのはいささかどうなのかなという気持ちはあります。

(中井委員長)

新規項目の 8 につきましては、〇×ということではなくて、危惧する点もあるということ、堺市として発言してもらおうと、そういう扱いの方がいいかもしれませんね。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

その他はどうですか。

(山口委員)

大丈夫です。

(中井委員長)

それでは、項目 6 から項目 10 のうち、28 ページの項目 8 だけについては、意見もつけていただくということで、他につきましては、事務局の考え方については了としたいと思います。

次を、お願いします。

(清瀬係長)

新規項目 11 番から最後の 17 番までを説明させていただきます。

まず、31 ページ、項目 11「選挙運動用自動車の使用に係る公営について」です。

こちらについては、名古屋市からの提案で、先ほどにお話ししました項目 1 さいたま市の要望と同様の内容となっておりますので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

続けて、32 ページ、項目 12「当選人決定の場合の告示に係る住所の記載の変更」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、当選人決定の場合の告示について、住所を資格要件が確認できる範囲内での記載とするよう、改められたいというものです。先ほどにお話ししました項目 2 さいたま市の要望と同様の内容となっておりますので、堺市としても、個人情報の保護の観点から、新規要望として賛成と考えております。

続けて、33 ページ、項目 13「ポスター掲示場設置基準の緩和」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、ポスター掲示場設置箇所数に関する基準を現行よりも緩和するよう、改められたいというものです。

堺市内では、選挙時に、当該基準に基づき、約 980 箇所にポスター掲示場を設置しております。堺市をはじめ、全国的に、設置可能箇所の確保や設置業務ができる委託業者の確保が年々難しくなっています。現在は、インターネットの普及などにより、従前に比べ、候補者に関する情報に触れる機会が増加していることから、ポスター掲示場の設

置数を緩和しても、大きな支障がないと考えられるため、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

続けて、34 ページ、項目 14「複数選挙時の期日前投票開始日の変更」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、複数の選挙が同日にある場合の期日前投票開始日について、選挙期日の告示があった日の翌日のうち最も遅い日に統一することを可能とするよう、改められたいというものです。

期日前投票開始日が選挙ごとに異なる場合、そのことを周知していても、選挙人にとっては分かりにくいものとなっています。また、全ての選挙が投票できる日より以前の間については、投票者数も相当少なくなっています。

ただ、「選挙期日の告示があった日の翌日のうち最も遅い日に統一することを可能とする」という改正ですと、統一するか否かを選管委員会で決定する必要があること、また、そうなると、各市町村で取り扱いが変わってくるなど、逆に混乱を招く恐れがあることから、堺市としては、当該新規要望は反対と考えております。

続けて、35 ページ、項目 15「投票立会人の定足数の変更」です。

こちらについては、大阪市からの提案で、投票立会人の最低人数を現在の 2 名から 1 名に減じるよう、改められたいというものです。

投票立会人を 2 名確保することについて、成り手が不足しているなど困難な状況が生じているため、1 名に減じることを要望するものです。

堺市としても、投票立会人を 2 名確保することは、非常に困難を極めており、自治会の皆様の負担にもなっています。

ただ、投票立会人は、投票事務の執行を第三者的立場から監視する役割も担うことから、1 名になると、当該立会人が休憩中などは立会人が不在となってしまう、監視の役割が機能しなくなるといったことも生じるため、非常に悩ましい問題であると考えています。事務局として新規要望として賛成か反対か決めかねております。

続けて、36 ページ、項目 16「各種選挙の公示日又は告示日の前倒し」です。

こちらについては、福岡市からの提案で、各種選挙の公示日又は告示日及び候補者の届出日のみを 3 日前倒して、選挙運動は告示日の 3 日後から、期日前投票は告示日の 4 日後から開始とし、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動については、選挙運動を開始する日の前日まで可能とするよう改められたいというものです。

現在、告示日の次の日から期日前投票が始まりますので、選挙公報などの候補者情報の提供が期日前投票に間に合わないといった問題があります。

期日前投票の利用が増えていることから、選挙人から選挙公報等の候補者情報を期日前投票に間に合うよう提供することが求められているため、期日前投票は告示日の 4 日後から開始といったことを要望するものですが、先ほど説明いたしました「選挙公報の配布義務の緩和」で要望いたします「選挙公報をHPに掲載することを原則とする」改正が実現すれば、告示日の次の日には選挙公報をHPにて掲載し、候補者情報を提供することが可能となりますので、この要望を実現させるより、選挙公報に関する要望を実現させる方がよいのではないかと考えます。よって、堺市としては、当該新規要望は反対と考えております。

続けて、37 ページ、項目 17「候補者届出における性別の取扱いの見直し」です。

こちらについては、福岡市からの提案で、各種選挙の候補者届出書に記載する性別及び候補者の性別について、戸籍抄本等に基づく性別ではなく、候補者本人のジェンダーアイデンティティーによる性別とすることも可能とするよう改められたいというものです。

このたびの統一地方選挙や堺市長選挙における候補者届において、特に問題にはなりませんでした。今後、立候補届出に本人のジェンダーアイデンティティーによる性別を記載したいと申し出があることは十分想定されるので、堺市としても新規要望として賛成と考えております。

以上、新規項目 11 番から 17 番まで説明させていただきました。委員のご意見を願います。

(中井委員長)

項目 11 から 17 まで考え方を含めて説明していただきましたが、まず質問がありましたら、どうぞ。

(山口委員)

大丈夫です。

(星原委員長代理)

33 ページの項目 13 に関してですが、今回の選挙で感じたのですが、私の地元の町丁にはポスター掲示場が 3 か所ありました。その 3 か所というのは、大きなマンションの下のところ、ちょっと下ったところに 1 か所、この 2 か所は距離にしたら 50m も離れていないんです。ところがこの町丁はもっと広くて、住宅がいっぱい建っているところもあるんですけれど、そこにはもう遠く離れたところに 1 か所あるだけで、その辺には全然ないという地域があるんですよ。なぜかなと思って歩いてみたら、あれだけの看板を設置する場所がないということがわかりました。ただ、そこにはいろんな公園みたいなところもあって、この辺の公園に設置してもいいのになと思ったところもありました。その辺が、基準を含めて、場所はないということが書かれているんですけれど、もうちょっと上手くできないのかなと思います。1 回設置したらそれを踏襲してとか、でも今回みたいに、三つ四つの選挙が重なるというようなところであれば、それなりのスペースも必要になりますので、その辺も含めて考えないといけないですね。

(新家主幹)

だから、今回提案されたのは大阪市で、4 票選挙同時執行のときの弊害を訴えています。

(星原委員長代理)

我々 3 票選挙でも設置場所の選定に苦労してるのに、これが 4 票選挙になるとどうなるかというところですね。

だからここでは全体の場所を少なくできるようにしてほしいということなのですか。

(新家主幹)

意味合いとしては、厳格にこの数を決められているけれども、大阪市が言ってるのは、もう公園にしか設置できない。公園でも、入口が東側と西側にあったら、東側に設置したら西側にしか設置できない。場所を選んでも場合じゃないので、もう例えば 5 か所ではなくて、条件であれば 2 か所でも 3 か所でもいいですよというような条件にしてほしいというような内容だと思います。

(星原委員長代理)

そうやってきたら、ますます減ってくるということになりますね。全体的には基準をクリアしてるんだろうと思うのですが、偏りがどうしても出てきますね。

その辺りがどうなのかと思いますね。

(中井委員長)

都市の状況によって、大きく変わりますよね。大阪市のような特殊事情というものがあるところとないところを一緒にして一つのルールでというのもどうかと思います。

現実には、大阪市の場合は、ポスターの設置場所の確保に相当苦勞されてるのですね。

(新家主幹)

そうです。

(中井委員長)

土地利用が進むことによって、設置可能な場所が減っていくことはあっても増えることはないわけですからね。

(星原委員長代理)

民地でしたら、その時々で開発されて変わってしまいますね。そうすると、公園などに限られてしまうことになります。

(中井委員長)

一つの法律じゃなくて、特別措置というのはできないのでしょうか。

(新家主幹)

そういうことです。

(星原委員長代理)

結論がなかなか出しにくいですね。

(中井委員長)

一部地域の特殊事情を、全体に当てはめないといけないということでもないと思いますし、無視してもいいと言うのなら法律というものが足かせになってるのなら、その法律の方を現状に合わせるように変えていただくということも必要でしょう。そういう要望の方が妥当性があるのではないですか。大阪市だったら土地利用が進んでいくことによって余ってる土地などほとんどないでしょう。堺も将来そうなるかもわかりませんけどね。

(星原委員長代理)

私の地元の町丁では、他に適当な設置場所があるのに、どうしてあまり離れていない場所に 2 か所設置しているのかと思ってしまうところもありまして、私が思うところに設置できない理由があるのかもしれませんが、そういったところの見直しが進まないまま、緩和してほしいと要望するだけでいいのだろうかと思います。今、委員長がおっしゃったように、全部一括で適用するということにしない方法があればよいのだと思います。

14 番については反対でいいと思うんですが、あと 15 番の投票立会人の定足数の変更につきまして、これも実際にどうなのかっていうことを考えなければならないと思うのですが、ただ、その立会人として明確になってる方は 2 人ですが、投票所の中のどの 2 人が立会人かわからないです。リボンか何か着けてますか。

(中井事務局長)

立会人席ということで、机の前に、「投票立会人」の掲示をしております、バッチも着けてもらってますので、どなたが立会人かということはわかるようになっております。

(星原委員長代理)

その人がいなかったら、投票ができないということではないですよ。

(中井事務局長)

公職選挙法上は、選挙執行にあたって、2 人以上 5 人以下の投票立会人を人数置くことになっております。

(星原委員長代理)

例えば 2 人でいらっちゃって、1 人が昼食で休憩入っている間に、もう 1 人の方がトイレに行くため離席するということもあり得ますね。

(中井事務局長)

それはありますね。

(星原委員長代理)

抜けた時間帯があった場合、その時は、「立会人がいないので投票ちょっと待ってください。」というような対応をしているのですか。

(中井事務局長)

そこまで厳格にはしてないですね。

(星原委員長代理)

それでスムーズに今まできてるから、これは別にそれで問題なければ、この定足数の変更もありだろうと思っております。投票所においても 1 人で対応可能と考えるということで、長時間にわたって誰もいないというようなことはよくないでしょうが、何らかの形で対応可能ということであればそれでよいと思います。少しでも地域から人を出していただくのを軽減できるでしょうし。

16 番は反対ということで結構です。

(中井委員長)

賛成か反対か簡単に決められないところもありまして、非常に悩ましいところがあると思います。

堺市では、投票立会人の確保はどうですか。

(新家主幹)

校区をお願いして、2 人推薦していただいております。推薦については、校区によって難色を示されているところもあります。

(中井委員長)

推薦いただけなかった場合は、他の校区をお願いして人を出してもらうことになるのですか。

(新家主幹)

そうするか、資格としては選挙権があればいいので、選管が選んだ人に来てもらうというケースもゼロではないと思います。ただ、それは最終的にどうしても校区から推薦していただけないという場合ですが。

(中井委員長)

これは、実際は柔軟にできるわけですね。

(新家主幹)

はい。

(星原委員長代理)

これは、報酬で定額なんですね。

(中井事務局長)

そうですね。

(星原委員長代理)

それが実際の拘束時間からすると、最低賃金も下回るような金額になるようであれば、その報酬を上げないといけませんね。

(新家主幹)

それで新規要望の中で、執行経費の基準法の見直し、報酬を上げてほしいという要望も引き続き行っております。

(星原委員長代理)

拘束時間に報酬の額が見合わないというのはよくないですね。

(新家主幹)

時間短縮とか、こういう人の話になりますと、横浜市と大阪市が切実になってますので、こうした要望が出てきているわけです。

(星原委員長代理)

大都市になればなるほどですね。

(新家主幹)

はい。

(中井委員長)

それでは、説明いただいたそれぞれの項目についてのご意見ありましたら、どうぞ。事務局の考え方でよろしいですか。

(委員)

はい、結構です。

(中井委員長)

それでは、ただいまの各項目につきまして、了といたします。

(中井事務局長)

委員長、一つだけ確認させていただきたいのですが、35 ページで、先ほどいろいろご

意見ありました立会人の定足数の変更で、事務局案としてはなかなか決めかねていると申し上げましたが、ブロック会議では、問題点もあるけれど、基本的には賛成の方向で臨まさせていただいてよろしいでしょうか。

(中井委員長)

現場の方で、そういう事象が出たときに、何とかできるということであれば構わないと思います。予定されていた人が急病等により欠席されても、選挙権のある人の中から立会人を選任する、例えば、市の職員に、ピンチヒッターのような形で立会人を務めてもらうということも可能なわけですね。

(新家主幹)

そうです

(中井委員長)

そういうふうな措置も含めて考えたときに、人選に苦慮する状態になっているのであれば、この定足数の変更という考え方について、やむを得ないと思います。

そういうことでいいですか。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

法改正の要望はこれで全部ですね。

(中井事務局長)

はい。これで全部です。

(中井委員長)

案件 1 は、これで終わりですね。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

それでは、案件 1 につきましては、事務局の考え方も踏まえまして、了としたいと思います。

続いて案件 2、南区期日前投票所についての報告をお願いします。

(新家主幹)

はい。それでは 39 ページをお開きください。

市長選挙における南区での増設期日前投票所を、ビッグ・アイで開設しました。それについての報告でございます。

1 番でございますが、試行期間、投票時間、そして開設場所等を記載しておりますので、ご覧いただきますようにお願いします。投票者数につきましては、両日で 1,479 人となっております。

これに関わる経費につきましては、人件費を除きまして、ここに記載しております約 166 万円となっております。内訳も記載しております。

この期日前投票所の周知方法につきましては、下のところに記載しております。

次、40 ページでございます。開設日の期日前投票の状況でございます。時間別投票状況を記載しております。

41 ページは、同日の期日前投票状況ということで、4 年前の市長選挙と比較した日数の分を記載しております。

次、42 ページをお開きください。このビッグ・アイの期日前投票所でアンケートをとらせていただきました。そのアンケート結果でございますが、44 ページに載せております。

アンケート内容につきましては質問 1 から質問 4 までとなっておりますが、まず質問 1、この期日前投票所をどうしてお知りになられたのですかという質問で、入場券であるとか、広報であるとか、そういったもので主に知られたという方が多くございました。

そして質問 2、普段どちらで投票されておられますかという質問で、近くの投票所若しくは南区の期日前投票所をご利用されている方がほとんどでございます。

質問 3、この期日前投票所、ビッグ・アイで投票された理由は何ですかという質問ですが、自宅から近いからということと、あと買い物等の外出ついでにされたという方が、多数を占められております。

そして最後の問 4、今回このビッグ・アイの期日前投票所がなければ、どこで投票する予定でしたかという質問ですが、これは当日の投票所か、南区の期日前投票所という方が大多数を占めております。

続けて 42 ページ 6 番の総括でございます。

この投票率の結果とアンケート結果から、実際にこのビッグ・アイを設置したことによって投票率の向上に大きく影響したということはなかったと考えられます。ただ、自宅から近い方や、買い物ついでに来られた方が多いことから、利便性の向上を図ることで、期日前投票を利用される方の下げ止まりには寄与したと推定されます。

南区増設期日前投票の試行実施を踏まえまして、選挙人の利便性の向上を図ることで、新たな利用者を増加させたり、投票率の向上に寄与したとまでは言えませんが、投票する意思をお持ちの方が確実に投票機会を捉え、投票していることが伺えます。

今後の選挙においても、こういった投票機会の拡充を進めていくことは、選挙管理委員会としては重要と考えております。

ただ、運営上の課題であります、会場や人材の確保の事前準備が、任期満了に伴う選

挙であれば可能ですが、解散に伴う衆議院選挙などの場合、選挙期日を事前に把握することが難しいこともありますので、こういった期日前投票所の実施は困難と考えます。

そして、今回の試行実施は、前回と同様、市の選挙管理委員会が主体で行いましたが、今後、試行実施から本格実施に移るべきであると考えております。

その場合、これまでのような市が主体ではなく、各区の選挙管理委員会が主体となって実施していく体制が必要であると考えておりまして、今後そういった点を踏まえて市・区選挙管理委員会で協議していく必要があると考えております。

次の 43 ページに、今回の投票状況の一覧表の確定版を参考までに掲載しております。以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの報告につきまして、質問やご意見はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

このアンケートで見る限りは、特別な投票所を是非とも作らないといけないのかというところが理解できないですね。漠然と思っていたのですが、勤務帰りの人などが、泉ヶ丘駅で降りて、ビッグ・アイで期日前投票するケースがもっと多く出てくるのかなと思っていたのですが、そうではなくて、自宅から近いからという人が一番多くて、次が大きく回答数が減って、買い物などの外出のついでになってますね。確かに投票所が自宅から近いというのが一番いいですよ。しかし、それでは、自宅から投票所が近くなかったら、棄権するのでしょうかということを考えたときに、アンケートの結果からすれば、そうではないですね。

今回は、場所がビッグ・アイだからこういう結果が出たのかどうかはわかりませんが、ビッグ・アイでこれからも定例的にずっと開設するという積極的な理由が、費用対効果の点からちょっと見出しにくいなという感じがしました。

(星原委員長代理)

このアンケートの中で、質問 4 の 5 番でこの増設期日前投票所がなかったら投票しないと回答した 26 名の方にとっては良かったと思うのですが、全体の中の 26 名ですから、今、委員長がおっしゃったように、費用対効果という観点からはどうなのかなと思います。

ただ全体的に言えることは、投票する場所とか時間が拡大して選択肢の中に入ること、投票行動に結びつくというのは一般的なことなので、買い物のついでとか、あと地域にもよるかと思うのですが、例えば、中百舌鳥の公立大学の学内で実施して、学生が今までほとんど投票に行っていなかった人たちが投票したとか、ショッピングセンターの中で投票ができるというのであれば、その選択肢が広がるわけで、投票率の向上にもつ

ながると思うのですが、そこに、莫大な費用と、従事する人員も必要となるというようなことの中で、実際どうなのかと思います。

地方都市で、メインの駅前の大きなショッピングセンターもあるというようなところでしたら、そこで集中するのですが、やはり都市部においていくつかそういう施設があるという中で実施するのが果たして今どうなのかなということは、過去 2 回実施した中で、感じるところです。

(中井委員長)

これは早急に結論を出さないといけないということではないですね。

(中井事務局長)

はい。

(中井委員長)

それでは事務局の皆さん、アンケートの結果を出してもらいましたので、これについてどうしていくかということについて、費用対効果ということも含めて十分熟慮してください。

私の立場としては今日、今回アンケート結果を報告していただきまして、これはちょっと考えないといけないなと思っております。

特にはないですか、皆さんの方からは。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、報告いただいたアンケート結果を参考にしながら、今後の取り扱いについては、十分また検討していきたいと思います。

案件 2 は以上で終わりたいと思います。

案件 3 その他何かございますか。

(中井事務局長)

いえ、本日は特にございません。

(中井委員長)

それでは案件 3 のその他はないということですので、第 9 回の選挙管理委員会の会議につきましては以上で終了させていただきます。